# 様式１９－１

確　認　書

　年　月　日

名　　　　称

代表者の氏名

当社は、次に掲げる要件を満たしています。

１．発行済株式の総数の２分の１を超える株式が同一の会社及び当該会社と特殊の関係のある会社の所有に属している会社以外の会社であること （注１）

２．金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第１６項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第６７条の１１第１項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であること

３．次のいずれかに該当する会社であること

* その発行する株式が投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成１０年法律第９０号）第２条第２項に規定する投資事業有限責任組合をいい、新たな事業を創出し、及び当該事業の成長発展を図る事業者に対する資金供給を行うもの（事業の再生又は事業の承継を実施する事業者に対する資金供給を行うものを除く。）に限る。）の組合財産である会社
* 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第３４条の６第１項の規定により出資を受ける同項第１号に掲げる者

４．既に事業を開始しており、証明を受けようとする期間において、次のいずれかに該当する会社であること

* 設立の日以後の期間が１０年未満の会社であって、当該会社の直前の事業年度の確定した決算において、研究開発費の額の売上高の額に対する割合が１００分の１０以上であるもの
* 設立の日以後の期間が１０年以上１５年未満の会社であって、当該会社の直前の事業年度の確定した決算において、研究開発費の額の売上高の額に対する割合が１００分の１０以上であり、かつ、営業損失を生じているもの

５．株式会社であること

６．風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業又は同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社以外の会社であること

７．暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者が役員にいる会社以外の会社及び暴力団員等がその事業活動を支配する会社以外の会社であること（注２）

（注１）次に掲げる会社以外の会社

その発行済株式（その有する自己の株式を除く。）の総数の２分の１を超える株式（当該株式が組合（民法（明治２９年法律第８９号）第６６７条第１項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第２条第２項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）を通じて会社及び当該会社と特殊の関係のある会社（次の（１）から（３）までに掲げる会社をいう。以下同じ。）の所有に属している場合を除く。）が同一の会社及び当該会社と特殊の関係のある会社の所有に属している者

（１）当該会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。以下同じ。）の総数又は総額の２分の１以上に相当する場合における当該他の会社

（２）当該会社及び（１）に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の２分の１以上に相当する場合における当該他の会社

（３）当該会社並びに（１）及び（２）に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の２分の１以上に相当する場合における当該他の会社

（注２）次の（１）又は（２）に掲げる会社以外の会社

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（「暴力団員」という。以下同じ。） 又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（「暴力団員等」という。以下同じ。）が役員にいる会社

（２）暴力団員等がその事業活動を支配する会社

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

□がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✔を記すこと。